

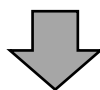
拘禁刑の創設に伴い、令和7年6月1日から 誓約書記載内容に一部変更が必要となります。

令和7年6月1日から、懲役刑及び禁錮刑が廃止され、新たな刑として拘禁刑が創設されます。

これに伴い、警備業申請の際に添付する誓約書の記載事項を一部変更する必要がありますので、ご注意ください。

変更が必要な記載事項

【旧】 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者



令和7年6月1日から

【新】 拘禁刑・禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

変更が必要な誓約書

- 法人申請用・個人申請用
- 警備員指導教育責任者欠格用
- 合格証明書交付申請用
- 機械警備業務管理者欠格用

経過措置

既に旧様式で誓約書を作成している場合は、「禁錮以上の～」の内容に「拘禁刑」を加筆訂正してください。